

4. 日本学生野球協会の成立と「学生野球基準要綱」の制定

—学生スポーツの理念における商業主義と教育—

中村 哲也（社会学研究科博士後期課程）

はじめに

本年（2007年）春、プロ野球団の選手への裏金問題に端を発した特待生問題が、学生野球を揺るがせる大きな問題へと発展した。これまでも暴力事件や「不祥事」等によって、学生野球が社会問題として大きく取り上げられることはあったが、今回の騒動の大きな特徴は、日本の学生野球のルールである「日本学生野球憲章」（以下、「憲章」）の正当性や妥当性が問われ、その改定が世論から強く求められたことにある¹。「憲章」は1950年に制定され、数度の改定を経て今日に至っている。重要な意味をもつ改定はあるものの、条文の構成、厳格なアマチュアリズム、規律と教育の徹底など制定当時から現在まで変わっていない内容も多い。特待生問題は、日本学生野球協会（以下、野球協会）設立当初からうたわれてきたアマチュアリズムの理念が、現在のスポーツ状況や世論からかけ離れていることを暴露したのである。

しかし、特待生制度を容認・存続することで、学生スポーツが私立を中心とした学校の経営戦略の一環に組み込まれ、勝利至上主義が過熱したり、選手への教育が実質的に放棄されたりする事態を招来することに対する懸念も根強い²。教育の新自由主義的改革やスポーツのプロ化・グローバル化のもとで、学生スポーツがなし崩し的にプロの下請け・草刈り場とされることに対する警戒がそこには存在する。

本稿は、「憲章」の原型をなした「学生野球基準要綱」（以下、「基準要綱」）が制定された過程と目的を明らかにすることで、学生スポーツの基礎的な研究の一環としたいと思う。本稿に関係する先行研究としては、GHQ 民間情報教育局（以下、CIE）文書を中心に「基準要綱」を「対外競技基

準」の制定に先行するものとして位置づけた草深の研究、甲子園の「武士道野球」という表象が戦後にも続く背景に「憲章」と野球協会の統制があることを指摘した有山の研究がある³。有山の研究は「野球統制令」と「基準要綱」や、「武士道野球」の戦前からの連続性を指摘するなど重要な点も多いが、「武士道野球」の非歴史的解釈（「武士道野球」はいつの時代でも同じ意味をもつものとして解釈される）や、実証的な観点からの誤謬などの問題点も多い。そこで本稿では、戦前期の「野球統制令」下における学生野球の自治を論じた拙稿をふまえ⁴、学生野球の自治と統制のありかたにおける戦前からの連続と断絶を重視しつつ、学生野球関係者と文部官僚、CIE の体育担当官それぞれの史料に基いて、三者の交渉をへて野球協会が成立し、「基準要綱」が制定されたこと、およびその目的を実証的に明らかにしていくこととする。

1. 戦後の野球の復活

1943年3月、「戦時下学徒体育訓練実施要綱」が制定されたことにより、大学野球連盟は解散し、スポーツの全国大会も休止となり、学生野球は実質的に消滅した。戦局の悪化や物資の欠乏、戦時動員の拡大により職業野球も活動休止を余儀なくさせられた。しかし、野球は敗戦直後から急速に復活する。その先陣をきったのは、1945年10月28日に東京六大学野球部のOBたちによって行われた紅白野球試合であった。11月18日にはオール早慶戦、11月23日にはプロ野球の東西対抗戦が開催された⁵。1946年には東京六大学・東都・関西六大学の大学野球連盟が再結成され、春のリーグ戦から活動が再開される。

中学野球も佐伯達夫が中心となって再開への動

きが進められる。佐伯は、敗戦翌日の 1945 年 8 月 16 日には朝日新聞社大阪本社を訪ね、「一日も早く中等学校野球大会を再開してほしいと熱をこめて話をした」という。9 月の終わりごろからは、朝日新聞社内でも中学野球復活への動きが高まりはじめ、11 月には朝日新聞運動部部長の伊藤寛、早大野球部 OB で朝日新聞運動部次長の芥田武夫、それに佐伯の三人で来阪した文部省体育課長の北沢清と中学野球復活のための会談が行われた。席上、北沢は「文部省としては、この際、競技団体を作って、大会の実際上の運営は従来通り朝日新聞社が行うにしても、表面上は、競技団体との共催という姿にしてもらった方が一層スムーズに行くように思う」と述べ⁶、中学野球連盟結成への動きが進められることとなった。1946 年 1 月 21 日には夏の甲子園の復活が決定し、2 月 25 日に全国中等学校野球連盟設立総会が朝日新聞大阪本社で開催される。連盟の初代会長には朝日新聞社社主の上野精一が、副会長には佐伯が就任した⁷。

大阪や東京などの「中央」での野球の復活と組織化を支えたのは、地方や一般の人々、子供たちの野球に対する渴望があったことも忘れてはならないであろう。例えば、茨城県では、1945 年 10 月には水戸中学と水戸商業の野球部員による対校試合が軟式ボールを使って行われ、百数十人のファンや OB を集めた。長野県でも 1945 年 11 月には「長野市内の中等学校で対校試合を開」いた。京都では 1945 年 10 月に同志社中学の校庭で、9 つの中学校が参加して大会が開かれている。すりきれたボールを「木綿糸で縫い合わせて」使ったが、「時には打った拍子に木綿糸が切れてボールに羽が生えた様に飛ぶ」ことがあったり、「グラブに、バットは両チーム共用」で「服装もまちまちで素足のものも大分いた」りしたが、「選手たちは、大張りきりで、ヒットが打てたといっってははしゃぎ、勝ったといっっては小躍り」したという⁸。

子供たちの野球に対する思いもきわめて強かったと思われる。終戦直後の混乱のなか、軟式野球ボールを求めて山形から東京まで旅をする少年を描いた井上ひさしの『下駄の上の卵』や、同時期

の淡路島を舞台に少年・少女の野球チームを描く阿久悠の自伝的小説、『瀬戸内少年野球団』はその頃の少年たちがもっていた野球への熱意を映しだしているといえるだろう。日々の困難な生活環境や物資の不足などの問題を抱えながらも、野球は自由を象徴するものとして多くの人々の支持をえて復活したのであった。

しかし、戦後の野球の復活と「野球統制令」の実質上の空文化により、戦前の「野球狂時代」と同様、新聞等のメディアが多くのスポーツ大会を主催することとなった。それは、毎日新聞社と朝日新聞社が主催する春と夏の甲子園、読売新聞社を中心としたプロ野球だけにはとどまらない。例えば北海道新聞社は、1945 年 10 月に札幌の丸山球場で全道実業野球大会を開催したのを皮切りに、1946 年 8 月に全道少年野球大会とプロ野球の公式戦、同年 10 月に札幌野球まつりを開催している。同社は野球のほかにも、1946 年 4 月の札幌市民マラソン、6 月の札幌一小樽間駅伝競走、7 月の全道十マイル短縮マラソン選手権大会、9 月の全道中等学校駅伝競走などを開催している⁹。戦後の開放的な雰囲気のもとで再び盛んになった野球などのスポーツ大会が、新聞社の販売戦略の一端として開かれるようになっていた。それは「野球統制令」発令時と同じく、学生野球に対する統制の必要性を文部省や学生野球関係者に再認識させるものであった。

2. 「野球統制令」の評価と戦後学生野球の課題

本章では、学生野球指導委員会（以下、指導委員会）委員長として、さらには法学者としての立場から「基準要綱」の制定を主導した外岡茂十郎・早大野球部長を中心に「基準要綱」の理念を明らかにしていこうと思う。

外岡は、学生時代を早大で過ごし、1923 年からは法学部で教鞭をとるようになっていたが、野球に深く関わっていたわけではなく、「一野球ファン」にすぎなかったという。しかし、1935 年 11 月に早大専門部の野球部長に就任すると、飛田穂

洲の著書『熱球三十年』をむさぼり読」み、選手と寝食をともにしていくうちに、「教育観なり、人生観なり、社会観なりが、これを契機として大きく転換」したという¹⁰。日米開戦後の1942年4月、外岡は早大野球部長と東京大学野球連盟の理事に就任し、野球部長やリーグ理事の立場で学生野球「弾圧」や「最後の早慶戦」を経験した。外岡は、飛田の野球観を著書で学ぶだけでなく、日常的に教えを受け、その思想と行動を目の当たりにしながら学生野球に対する考えをつくりあげていったのであり、飛田から強い影響を受けていたのである。

戦後、外岡は東京六大学野球連盟の復活に積極的に行動する。しかし、東京六大学の戦後の復活は「何等の批判も反省もせずに、徒に過去の夢を追って昔のままの六大学リーグを復活する」のではなく、「リーグ戦をして学生野球の本領を充分に発揮させる」もの、「良心的な権威あるリーグ戦」でなければならないと考えていた¹¹。戦前の「商業化」「興行化」などに対する反省こそが戦後の出発点であったのである。

そのため、「野球統制令」が事実上失効し、新聞社等が主催する学生スポーツ大会が開催されるという当時の状況に対して、外岡は「学生野球は、その拠るべき軌道を失って、しかも新軌道も持たないという極めて危険な無軌道状態に陥ち入り、そこでは、戦前にも増して学生野球墮落の危険さえ懸念される」ものと認識していたのである¹²。

また、外岡は「野球統制令を見ると、認可、承認を得よというようなことが盛んに各所に出てくる」が、「今さら文部省の厄介になる」のではなく、「野球人が出て行つて、野球人自身の手で立派な一つの指導機関をつくろうじやないかというようなことで結局学生野球協会をつくる」ことになったと述べている。

すなわち、「基準要綱」と野球協会が基本的におうこととなる課題は、戦後の野球人気の爆発的高まりのなかで、様々な「弊害」から学生野球を守り、学生野球が「健全」な学生スポーツとしてあるように統制することであり、同時に民間団体と

して官僚機構から独立してスポーツの自主性・自立性を確保するということであった。外岡の言葉を借りれば、「官製『野球統制令』に代わる民製『学生野球基準要綱』」¹³の制定が目指されたのであった。このような言い方は、外岡の「野球統制令」の評価から導かれるものである。

〔戦前の〕野球全盛時代に発令された野球統制令も、その精神に於ては学生野球が本来の目的から離脱して、邪道に踏み入ることを防止するに在つたようであります。併し戦時中に於ける官僚独善は学生野球愛護の爲めの野球統制令を、学生野球弾圧の爲めに曲げて利用したと云う場合も決して少くはなかつたようであります。

14

外岡は、「野球統制令」の精神や目的を評価する一方で、戦時中の「官僚独善」によって「学生野球弾圧」に利用されたため、官僚の手を離れて民間の人々によって運営されなければならない、と考えていたのである。このような「野球統制令」の評価は外岡だけにとどまるものではない。東大野球部OBで1943年の解散のときの東京大学野球連盟会長内村祐之、早大野球部元監督伊丹安広、早大野球部OBで中野連副会長の佐伯達夫、元横浜高商野球部長の武石彌彦ら、野球協会をはじめとする学生野球団体の幹部たちも、外岡と同様に「野球統制令」を理念としては評価しつつ、「官僚独善」や「野球弾圧」を批判していたのである¹⁵。アマチュアリズムにのっとり「健全」な学生野球の実施という「野球統制令」の統制の理念をひきつぎながらも、それを民間によって実現すること。これこそが外岡ら学生野球関係者が「基準要綱」に求める理念なのであった。

3. 日本学生野球協会と「学生野球基準要綱」の成立

本章では、野球協会と「基準要綱」の成立過程とその内容について外岡の説明に従って論ずるが、

その前に「野球統制令」廃止と野球協会結成の動きについて、重要な点として2点指摘しておく¹⁶。

まず、第一に文部省は当初、「野球統制令」の廃止ではなく、その改定を考えていたのであったが、その路線が転換されることとなった原動力は、学生野球関係者の自治を求める要望の強さであったということである。1946年4月18日、岸体育館で北沢・栗本義彦ら文部省、外岡ら学生野球関係者とノーヴィルが出席して開かれた「学生野球に関する打合会」では、「野球統制令」の改定とその運用団体として野球統制協会〔baseball control association〕の設立という方針を表明していた¹⁷。しかし、その後の学生野球関係者の「野球統制令」廃止の要望が相次いだことにより、5月17日の「都下大学野球部長第二次打合会」で柴沼直体育局長が、廃止の方針を表明することとなったのである。

第二に、「野球統制令」の廃止の要望から1946年8月の指導委員会の結成、同年12月の野球協会の結成と「基準要綱」成立に至る一連の過程において、ノーヴィルらCIE体育担当官はその経過に注目はしていたものの、それに参加・干渉はしていない、ということである。つまり、一連の過程の主体は学生野球関係者であるということであり、そこに戦前の自治運動との連続的側面を見出すことができるのである¹⁸。

そもそも指導委員会は、野球協会の結成と「基準要綱」制定までの期間だけに限り、「学生野球ニ関スル重要事項ノ審査並ニ其ノ施行ヲ指導監督」することを目的として結成されたのであった¹⁹。指導委員会は外岡委員長のもと、伊丹安広、藤田信男、神田順治、佐伯達夫らが常任理事指導委員に就任して、実務を執り行った。9月から12月まで計4回の会合がもたれ、最後の会合で「学生野球基準要綱の原案が確定」された²⁰。

「基準要綱」は、「中等学校野球ニ関スル事項」と、「大学及び高専ノ野球ニ関スル事項」から成り立っている。これは「野球統制令」で大学・高専は文部省が、中学は各都道府県で統制が行われており、また、「指導に服する者の環境条件が異」る

ので、「両者を別々に規律することが望ましいと考えたから」²¹であった。

「基準要綱」の第一の特徴は、第一条で「試合ハ総テ学業ニ支障ナキトキニ之ヲ行フベク、春秋各シーズンハ三ヶ月ヲ超ユルヲ得ザルコト」²²として、大学・旧制高校・高専の野球に「厳格なるシーズン制が採用されたこと」²³である。春と秋のリーグの開催期間が限定されたのは、野球のために選手に「学業を怠らしむるが如きことがあつてはな」らないからであった。「野球が学生生活の全部を占めて仕舞う」ような学生は、「善良なる学生ではあり得ない」のであり、「善良なる学生でなくては学校選手になれないと云う所に学生野球の尊厳もあるし、アマチュアスポーツの純潔も生れて来る」からであった²⁴。また、「野球統制令」同様に、中学と大学等の両方で「選手ハ学校長ニ於テ身体、学業、人物等適当ト認メタルモノニ限ルコト」として、選手の選定に学校長が関与することを規定した。シーズン制の規定は「野球統制令」にはないものであることから、野球選手の学業を重視する姿勢は「基準要綱」によって、より強められることとなったのである。

第二の特徴は、大会やリーグ戦の主催団体や入場料を徴収できる場合を規定したことである。大学等においては、第二条で「野球大会又ハリーグ戦ヲ主催スル団体ハ其ノ役員中ニ関係学校ノ責任者ヲ加ヘルコト」として、学校関係者の関与なしに大会やリーグ戦を行うことはできなくなった。中学では、第四条で全国および都道府県野球連盟の主催、ないしは、これらの団体の承認なしには大会を開催することができなくなった。入場料については、大学等では「入場者ノ整理ヲ為シ試合及び練習ニ要スル経費ニ充ツル場合ニ限り之ヲ徴収シ得ルコト」として、ある程度の必要経費を徴収することを容認したのに対して、中学では野球連盟の承認のない限り、「野球試合ニ於テハ入場料ヲ徴収セザルヲ原則」とした。これらの規定は「学生野球が種々の他の目的に利用されることを防止」し、「不純性を断乎排してアマチュア精神を死守」するためであった。

第三の特徴は、「アマチュアリズムの確立」である。これは「学生野球の健全なる発達を期する為めには、是非とも明確にして置かねばならない、根本的な問題」と外岡は位置づけている。具体的には、選手が学費や生活費などを受け取ることを禁止することによる「選手買収主義」の「排撃」、コーチや審判が旅費や宿泊費などの「必要ナル経費」以外を受け取ることを禁じた「コーチ審判などに対する無報酬主義」、「選手は高校又は出身校を背景とするクラブチーム以外の試合に出場する」ことの禁止、「学校選手ハ職業選手又ハ職業選手タリシ者ト試合ヲ行フ」ことの禁止である。金銭の授受やプロ野球との接触をほぼ全面的に禁止することによって、「アマチュアリズムの確立」がはかられたのである。

こうした厳しいアマチュアリズムを「野球統制令」から受け継いだことは大きく分けて二つの点において重要であろう。ひとつは、加賀秀雄が述べたように、アマチュアリズムの強調は選手の思想善導の側面をもつということである²⁵。もうひとつは、アマチュアリズムが内包するブルジョア的・エリート主義的側面である。中等・高等教育を同年代の10%に満たない層だけしか享受することができなかった時代の規範や価値観が戦後にもうけつがれたのである。

そして、「基準要綱」もしくは「学生野球ノ本義ニ違背シ又ハ違背スル虞アルトキハ日本学生野球協会ハ審査ノ上当該野球選手又ハ当該選手所属学校野球部ニ対シテ警告、謹慎、出場禁止ヲ為シ又ハ当該野球部除名ノ処置ヲ為シ得ベキコト」として、審査室において「学生野球の正道を直截明瞭に指示する」ことが定められた。この審査室の制度は、外岡が「基準要綱」の「一ばん大きな特色」と自負している部分で、「基準要綱」という学生野球の「憲法」において、「行政事務」を担当する「会長・副会長・理事」というような人が、触れていけない部分、つまり裁判官の仕事に該当するような部分、司法権の独立といったような意味²⁶をもつものであった。審査室をおくことにより、「裁かれる人と裁く人が同じになっている」ことを防ぐ

とともに、「学生野球の本領を護り抜く」ことが目指されたのである。初代審査室委員には、慶大塾長の小泉信三（室長）、飛田穂洲、早大総長の島田幸一、法大総長の野上豊一郎、横浜経済専門学校元校長の田尻常雄、慶大野球部OBの桜井彌一郎の6名が就任した²⁷。

1946年12月21日、東大山上御殿で「学生野球指導委員会を発展的に解消、日本学生野球協会の誕生をみるとともに学生野球基準要綱が制定された」²⁸。戦前からの学生野球の自治運動は、戦争と敗戦という社会の激動の時代をはさんで結実することとなったのである。

しかし、戦後の学生野球の自治の回復に際して、戦前期のそれとの断絶も生まれることとなった。それは、学生野球の統制者と被統制者の関係の問題である。両者の一致か分離かという問題は、戦前の学生野球の自治についての重要な論点であった。しかし、飛田の影響を強く受けた外岡が作成した「基準要綱」では、両者の分離が当然のこととされた。そのため、処分の対象となったのは、「基準要綱」に違反したか、「学生野球ノ本義」に「違背」した（する虞のある）選手か野球部だけであり、監督、部長、野球協会の役員などは、「基準要綱」では処分することを想定していなかったのである²⁹。昭和初期の東京六大学野球の諸問題では、連盟役員たちの不正や職権の乱用、監督がもつ権限の範囲にも焦点が当てられていた。しかし、「基準要綱」ではそうした過去は忘れ去られ、審査室の委員たちが「学生野球の正道」を体現するという自意識のもと、処分を武器にして選手とチームを統制するシステムがつくりあげられたのである。

4. CIEの指導による改定

「基準要綱」は、日本の学生野球関係者が中心となって制定したものであったため、その内容についてCIEと学生野球関係者による協議が行われた。1947年1月、野球協会の組織と規約についての文書（日本語と英訳）がCIEに提出される。

文部省の平野出見体育課長は、ノーヴィルにその内容を調査するように依頼し、ノーヴィルは数日以内に彼の考えを明らかにすると返答した³⁰。そして、2月14日に松本滝蔵衆議院議員、平野、外岡、伊丹、ノーヴィル、コックスにより、学生野球統制について議論が行われ、ノーヴィルから改定および再提出のための勧告〔recommendation〕がなされた³¹。そして改定を経た3月5日、正式に「基準要綱」が「確定を見るに至った」³²。改定された内容は以下のとおりである³³。

中学野球に関する条文では、2か所の改定が行われた。ひとつは、第五条の入場料に関してである。原案では「入場料ノ処分ハ厳正デアルコト」となっていたものが、「入場料ノ使途ハ大会又ハ試合ヲ開催スルニ必要ナ経費、参加学校ニ於ケル体育ノ普及発達ニ必要ナ経費ノ充当ニ限定セラルベキコト」となり、入場料の使途が限定されることとなった。

また、原案にはない条文が第八条である。それは、「コーチヲナシ得ル者ハ中等学校教員有資格者又ハ之ニ準ジ得ベキ者（例ヘバ大学令ニヨル学部ノ学生又ハ高等学校、専門学校ノ最終学年在学中ノ者）ナルコト」として、中学野球の指導者は教員と大学生に限定された。

大学野球に関しては1か所のみである。それは、プロ選手と大学選手の試合を禁じた第十条である。原案では、「選手ハ職業選手又ハ職業選手タリシ者ト試合ヲ行フヲ得ザルコト」として職業選手との試合を禁止していた。しかし、改定されたものには「但シ職業選手タリシ者ニシテ本協会審査室ニ於テ適性ヲ認定サレタ者ハ此ノ限リデハナイ」とする部分を付け加え、例外を設けている。

以上のことから、CIEのノーヴィルとコックスは中学野球に関して、日本の野球関係者よりも入場料の処分やコーチの資格を厳正にして、「興行化」や「プロ化」、「商業主義化」を排し、強い教育的指導のもとにおこうとする意図があったといえる。そのようなCIEの意図は、草深の主張するCIEの体育・スポーツ改革の基本理念の延長上に位置づけられるものである。「基準要綱」について

も、その方針の徹底がはかられたのである。

その一方で大学野球に関しては、許可制のもとに職業野球選手との試合も容認していることから、かなりの程度で自治的な裁量の範囲を認め、ある程度の興行的な側面をも容認していたといえる。実際、1949年10月にアメリカ3Aのサンフランシスコ・シールズ対東京六大学選抜チームの試合が行われている³⁴。このことは、占領軍のスポーツ政策の不統一ないし矛盾ということもできるが、学生野球の自治を重視しつつ、プロ野球との共存共栄をはかる可能性をも内在していたということもできよう。日本側が「野球統制令」と同様に（あるいはそれ以上に）プロと学生野球の分離を志向したのに対して、CIEは入場料収入の管理や学生選手への金銭授受の禁止によって、「興行化」「商業化」に歯止めをかけつつ、プロと学生野球の交流を図ろうとしていたといえよう。また、中学野球と大学野球で異なる方針を採用したことにより、その後の日本大学野球連盟と高野連と間の統制の方針に対する違いも生み出すことにもなったといえるであろう³⁵。

「基準要綱」が確定した結果、1947年5月21日、文部省訓令第六号で「野球統制令」が廃止される。以後、学生野球は名実ともに国家統制を離れ、民間の自治で運営されるのである。

おわりに

敗戦直後からの野球の復活と「野球統制令」の機能停止は、戦前の「野球狂時代」と同様にメディア・イベントとしての学生スポーツ大会が乱立する状況を生み出すこととなった。学生野球関係者は、戦前期の国家統制と「弾圧」への反省として、厳格なアマチュアリズムの徹底と自治による学生野球の運営・統制を目的として野球協会と「基準要綱」を成立させた。その際、「基準要綱」は統制の理念や方法の多くを「野球統制令」から受け継ぐこととなったのである。CIEは文部省と学生野球関係者と交渉の推移に関心は払いつつも、実質的な関与は、中学野球の規制の強化と大学野球

の規制緩和という一部分のみにとどまった。

野球協会と「基準要綱」を成立させた主体の連続と断絶も重要であろう。戦前に盛んであった選手の自治の動きが、戦後においては途絶える一方で、学生野球関係者が中心となった学生野球団体設立の動きは戦後においても活発に行われた。その結果として、野球協会と「基準要綱」の両者が、選手の統制を目的として成立したために、学生野球の体制は中央集権的で権威主義的なものとなったのではないだろうか。

さらに、この過程では東京六大学野球の関係者が中心であったため、「基準要綱」では「興行化」「プロ化」などの弊害に対する対処が目立つこととなった。もちろん、「弊害」に対する規制は重要であろうが、学生野球の多様な実態に対する配慮を欠くこととなったことは否めない。学生野球関係者の視点がトップレベルの活動だけを注視し、野球の人気を支える裾野の活動に対する配慮がなかったために、のちに選抜大会の開催や体育・スポーツの民主化政策をめぐる、学生野球関係者がCIEと対立することとなるのである。

最後に、今日の観点から「基準要綱」の制定過程を振り返ったときに論点となるのは、やはり「学生野球の本義」に含まれている「教育」の概念の問題であろう。従来の研究では、「学生野球の本義」としての修養主義的で自己犠牲の精神をもとにした集団主義的精神主義が、そこでいう教育の目的だとして批判の対象とされてきた。しかし、それ以上に外岡が教育として強く意識していたのは学業なのであった。

だが、こうした外岡の意識とは裏腹に、選手の教育的内実を保証する規定が制度的にも学生野球関係者の意識としても重視されなかったことは否めない。戦後、選手が野球の技量によって進学・就職できることが大規模にシステム化されていくなかで、オフシーズンでも連日の練習が行われることが常態化する。また、私学を中心とした学校間の競争の手段として野球が使われることにより、校長による人物保証は有名無実なものとなっていたといえるのではないだろうか。

「特待生問題」は、こうした教育に関する学生野球界の名目と実体の乖離をも暴露したものであることは間違いない。アマチュアリズムが滅亡した今日、学生野球の理念の基盤とすべき「教育」をいかなるものと考え、どのようにそれを制度的に保証していくかが問われているといえよう。

註および引用・参考文献

- 1 「本社全国世論調査結果」『読売新聞』、2007年5月27日。「憲章」を見直して特待生制度を認めるべきだ、という問いの回答に「そう思う」60.1%、「どちらかといえばそう思う」19.8%と高い割合を示した。ほかにも「専大北上高 『憲章』の見直しも検討課題」、『毎日新聞』社説、2007年4月19日、「西武『裏金』問題 高野連の対応は疑問だらけ」、『読売新聞』社説、2007年4月26日など。
- 2 久保正明「アスリートのセカンドキャリアの問題と大学」、『現代スポーツ評論』14号、2006年、創文企画、生島淳『アマチュアスポーツも金次第』2007年、朝日新聞社、小林信也『高校野球が危ない!』2007年、草思社など。
- 3 草深直臣研究代表科研費報告書『学校体育とスポーツにおける戦後改革の実証的研究』、1990年、および、草深直臣『「野球統制令」の廃止と「対外競技基準」の制定過程の研究』、『立命館教育科学研究』第2号、1992年、立命館大学教育科学研究所、111-126頁。有山輝雄「戦後甲子園野球大会の『復活』」、津金澤總廣編『戦後日本のメディア・イベント 1945-1960年』、2002年、世界思想社。
- 4 拙稿『「野球統制令」と学生野球の自治-1930年代における東京六大学野球を中心に-』、『スポーツ史研究』第20号、2007年、スポーツ史学会、81-94頁。
- 5 大和球士『真説日本野球史 昭和篇その五』1979年、ベースボールマガジン社、3-4頁、11-20頁。
- 6 佐伯達夫『佐伯達夫自伝』、1980年、ベースボールマガジン社、111-114頁。
- 7 同上書、124頁、および日本高等学校野球連盟・佐伯達夫編『日本高校野球連盟三十年史』、1976年、日本高等学校野球連盟、23-24頁。
- 8 佐伯同上書、248、266、284頁。
- 9 井川充雄「戦後復興期マス・メディア・イベント年表」、津金澤編前掲『戦後日本のメディア・イベント 1945-1960年』、321-337頁。
- 10 外岡茂十郎『フェア・プレー -その日・その時-』、1958年、敬文堂書店、5-6頁。

- 11 外岡茂十郎「リーグ戦復活論議」、『早大新聞』、1946年4月15日、復刻版、1982年、龍溪書舎、8頁。
- 12 外岡茂十郎『『学生野球基準要綱』に就いて』、日本学生野球協会編『学生野球』1号、1947年4月、人生社、4頁。本文は1947年3月30日にラジオ放送されたもの。
- 13 外岡茂十郎「戦後に於ける学生野球の諸問題」、『野球世界』3巻5号、1950年5月、64頁。
- 14 外岡前掲『『学生野球基準要綱』に就いて』、4頁。
- 15 内村祐之「スポーツマンの立場—野球人に代つて—」、『スポーツ』1948年3月号、15頁、伊丹安広「日本学生野球協会結成に寄せて」、『学生野球』1号、5頁、佐伯前掲『佐伯達夫自伝』、98頁、武石彌彦「日本学生野球協会の生まれるまで」、『学生野球』3号、1947年11月、28頁。
- 16 野球協会と「基準要綱」の制定過程については草深前掲「『野球統制令』の廃止と「対外競技基準」の制定過程の研究」、および拙稿前掲「戦後日本における学生野球の制度とその理念—飛田穂洲と関連して—」を参照。
- 17 Discussion Meeting Regarding the Establishment of a Baseball Control Association、国立国会図書館憲政資料室所蔵GHQ/SCAP RECORDS、CIE (C) 04608、18 April 1946。以下、特に注記のないGHQ/SCAP RECORDSの引用は、原文英文を筆者が和訳したものであり、重要と思われる語句については〔 〕内に原文の語句を挿入した。
- 18 有山前掲「戦後甲子園野球大会の『復活』」では、「学生野球協会、中等学校野球連盟の設立は、当初は文部省の示唆から始まったものではあったが、GHQの指導もあって野球を国家の直接的な統制から解放することになった」と述べている(39頁)。しかし、上記のように野球協会の設立と「野球統制令」の廃止では、文部省やGHQ以上に学生野球関係者が重要な役割を果たしており、中等学校野球連盟の結成過程と同列に論じるべきではない。
- 19 日本学生野球協会前掲『日本学生野球協会史』、10頁、「学生野球指導委員会規程」第一條。
- 20 日本学生野球協会結成に至るまでの経過、GHQ/SCAP RECORDS、原文和文、CIE(C)4609。
- 21 外岡前掲『『学生野球基準要綱』に就いて』、4頁。
- 22 学生野球基準要綱、GHQ/SCAP RECORDS、原文和文、CIE (C) 4610、ここでの「基準要綱」の引用は以下同じ。
- 23 外岡前掲『『学生野球基準要綱』に就いて』、4頁。

- 24 以下、「基準要綱」の解説は、外岡前掲『『学生野球基準要綱』に就いて』、4-5頁。
- 25 加賀秀雄「わが国における1932年の学生野球の統制について」、『北海道大学教育学部紀要』第51号、1988、北海道大学教育学部。
- 26 飛田穂洲・外山茂十郎「新しき学生野球について」、『ベースボールマガジン』、1947年2月号、恒文社、4頁。
- 27 日本学生野球協会前掲『日本学生野球協会史』、93頁。
- 28 同上、92頁。
- 29 有山前掲「戦後甲子園野球大会の『復活』」では、「憲章」によって「監督、コーチ、選手」と「野球部全体」を処罰することになったと述べられているが(38頁)、これは「憲章」制定当初からではない。有山が1976年発行の『日本高校野球連盟三十年史』に掲載されている三度改訂を経たのちの「憲章」を引用しているためにおこった誤りである。
- 30 Japan Student's Baseball Association、conference report、GHQ/SCAP RECORDS、CIE (A) 7170、Major Norviel、28 January 1947。
- 31 National School Baseball Association、conference report、GHQ/SCAP RECORDS、CIE (A) 7170、Major Norviel、14 February 1947。
- 32 外岡前掲『『学生野球基準要綱』に就いて』、4頁。
- 33 本章は、学生野球基準要綱、GHQ/SCAP RECORDS、CIE (C) 4610と日本学生野球協会『日本学生野球協会史』、18-19頁に掲載された学生野球基準要綱の条文の比較によっている。
- 34 谷川建治「占領期の対日スポーツ政策—ベースボールとコカ・コーラを巡って」、20世紀メディア研究所編『インテリジェンス』3号、2003年、紀伊国屋書店。
- 35 「特待生問題」において、日本大学野球連盟と高野連は「憲章」の同一条文を根拠にしながら、まったく異なる対応を示した。「憲章」の解釈・運用の大きな相違は、「憲章」の根幹を揺るがせかねないものであったが、それが問題として大きく取り上げられることはなかった。

※注記 研究会では「日本学生野球協会の成立に関する研究—学生野球の統制と自治をめぐる一」と題した報告を行った。しかし、内容の一部を「『野球統制令』と学生野球の自治—1930年代における東京六大学野球を中心に—」として発表していることから、本稿では、「基準要綱」の制定に焦点を当てた論稿とした。